

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長 井 市 長

市町村名 (市町村コード)	長 井 市 (62090)
地域名 (地域内農業集落名)	伊佐沢地区 (山の神、上伊佐沢西、上の台、上伊佐沢東、館久保、芦沢東、芦沢西、中伊佐沢北、中伊佐沢南、下伊佐沢北、下伊佐沢南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・農地の区画が小さい、不整形地が多い、水路の整備が必要、排水性が良くないところがある等により集約化に向かない地区となっている。

・果樹や西瓜等の高収益作物の技術は高いが、高齢化が進み、担い手の確保が課題である。

・担い手はいるが、十分ではないため、移住者等も多様な担い手として育成していく。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水田に関しては特定の農業者に地域ぐるみで集約を進め、高収益作物は新規就農者も含めて担い手確保に努めていく。

・集約化に向かない地区のため、将来的に農地として利用していく地区と、保全地区を区分けして整理していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	366.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	156.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
担い手への集積は進んでいるといえるが、長い年月の間に相対により受託地が点在しており、土地改良事業の未実施もあって、非効率な状態が続いている。今後は集約化が急がれるが、圃場整備事業もひとつのきっかけにしたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土地改良事業実施からすでに40年以上経過しており、未実施の地区もある上、排水路の整備が必要な箇所も多々ある。また、集約化を図る上で、長い年月の間に受託者の耕作地が離れて点在する状況が出てきており、その整理を図り効率化を進める上でも圃場整備事業を要望していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域外から多様な経営体を募る手段として、市外からの移住者や市が募集する地域おこし協力隊などを受け入れなどに取り組むとともに、収益性の高い作目などの魅力をPRすることにより経営体の確保や育成につなげていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
ドローン等を活用した空中散布防除の推進や管理作業等の農作業委託について地域を挙げて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 早くから鳥獣被害に見舞われた地域であることから、市内でもいち早く国、県の補助事業を利用した電気柵の設置に取り組んでいる。
- ⑤ 地域の特産物となっており、収益性も高いりんご、ぶどう、ラ・フランス、すいかなどに特化した農家が多く、後継者確保にも力を入れている。